



新宿区

暮らしやすさも賑わいも  
一番の自治のまち「新宿」

平成27年第1回区議会定例会  
新宿区長定例記者会見資料  
平成27年2月18日(水)

事業名	障害者地域生活支援事業(成年後見制度利用促進) 成年後見審判請求事務等	予算(案)の概要 50・51 ページ
予算額	6,983千円(うち、障害者地域生活支援事業・成年後見制度利用促進:1,652千円 成年後見審判請求事務等:5,331千円) (拡充) (前年度予算額 5,246千円(うち、障害者地域生活支援事業・相談支援:1,208千円 成年後見審判請求事務等:4,038千円))	
取材先	福祉部 地域福祉課長 赤堀 (電話 03-5273-4170)	

## 1 成年後見制度利用時の申立費用助成制度を創設します

成年後見制度を利用する際、本人(被後見人等)が申立費用(審判請求に係る費用)を求償された場合又は本人が申立人である場合に、申立費用の負担ができない方に対して、申立費用の助成制度を創設します。

### ◆ 対象者

本人の収入が少なく、申立費用の負担が困難であり、次のいずれにも該当する方を対象に助成します。

- ①本人が新宿区に住所を有していること。(介護保険法による住所地特例等を含む)
- ②本人が生活保護受給者等又は前年度住民税非課税者であること。
- ③本人名義の預貯金等の残高が60万円以内であること。
- ④即時に現金化可能な本人名義の宅地など資産を有していないこと。

### ◆ 助成金額

- ア 申立諸費用:14,000円以内(収入印紙・郵便切手・診断書料など)
- イ 鑑定料等:100,000円以内(鑑定費用、その他必要経費を含む)

【予算額】  
298千円

(うち、障害者地域生活支援事業・成年後見制度利用促進:114千円、成年後見審判請求事務等:184千円)

【対象人数】

7人



## 2 成年後見人等に対する報酬助成制度を拡充します

成年後見人等に対する報酬助成については、現在、本人(成年被後見人等)が生活保護受給者等で「区長が後見の審判請求を行った者」に限定して実施しています。これを、本人、配偶者及び四親等以内の親族による審判請求(申立)案件へ、所得制限を前年度住民税非課税者まで拡大します。

### ◆ 対象者

申立費用助成制度と同じ

※ただし、成年後見人等が四親等以内の親族に決定している被後見人等については、助成対象外とします。

### ◆ 助成金額

ア 在宅者:月額28,000円以内

イ 施設入所者:月額18,000円以内

【予算額】  
5,784千円

(うち、障害者地域生活支援事業・成年後見制度利用促進:1,344千円、成年後見審判請求事務等:4,440千円)

※前年度予算額:4,200千円

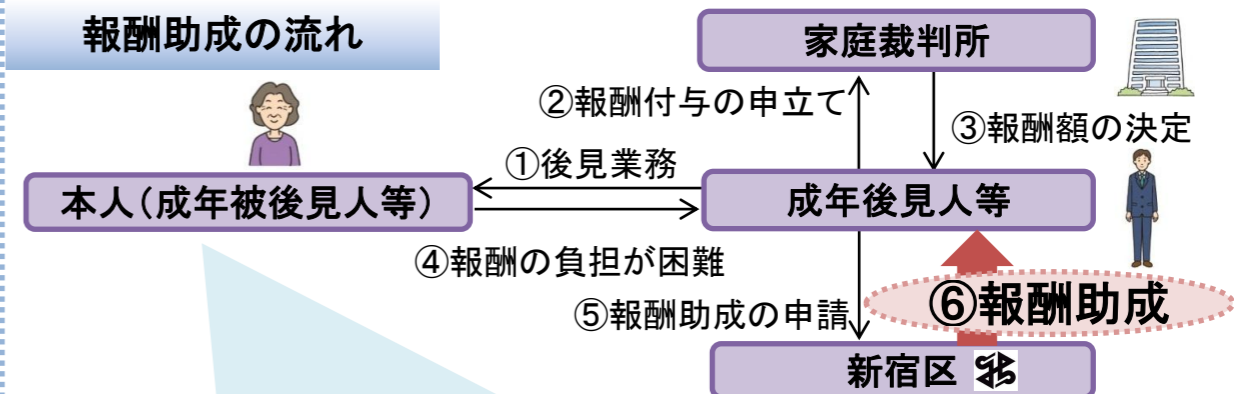
(うち、障害者地域生活支援事業・相談支援:1,008千円、成年後見審判請求事務等:3,192千円)

### 【対象人数】

19人(うち、親族申立案件(拡充分):7人、区長申立案件:12人)

※前年度対象人数(区長申立案件):15人

### 報酬助成の流れ



現行

本人の所得制限:生活保護受給者等  
申立人:区長

改正後

本人の所得制限:前年度住民税非課税者まで拡大  
申立人:本人、配偶者及び四親等以内の親族も対象

拡充